



浦添市公告第 33 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 5 第 1 項の規定により浦添市 森林整備計画をたてる予定であるので、同法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該浦添市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、浦添市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、浦添市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和 3 年 2 月 16 日

浦添市長 松本哲治



1. 縦覧場所

浦添市役所 産業振興課

2. 縦覧期間

自：令和 3 年 2 月 17 日

至：令和 3 年 3 月 18 日